

# 令和3年度における個人情報保護制度の運用状況

## 1 個人情報の開示請求の状況

### (1) 文書による開示請求の状況

文書による個人情報の開示請求の件数は858件で、請求の主な内訳は、北海道公立学校教員採用候補者選考検査の結果(教育委員会)が176件、札幌医科大学附属病院の診療記録等(札幌医科大学)が114件、北海道職員採用試験の得点等(人事委員会)が84件、配偶者からの暴力相談等対応票等(警察本部長)が78件となっています。

また、請求に対する開示決定等の内容は、開示が421件、一部開示が400件、非開示が6件、存否応答拒否が0件、不存在が28件、取下げが3件です。

請求件数及び開示決定等の内容を区別みると表1のとおりであり、実施機関別(知事は所管部(局)別)にみると表2のとおりです。

表1 文書による開示請求の状況

(単位:件)

請求件数	請求の方法			請求者の区分		請求に対する開示決定等の内容					
	来庁	郵送	電子申請	本人	法定代理人	開示	一部開示	非開示	存否応答拒否	不存在	取下げ
858	453	382	23	813	45	421	400	6	0	28	3

表2 文書による開示請求の実施機関別の状況

(単位:件)

実施機関	請求に対する開示決定等の内容						請求件数	全体に占める割合	対前年度増減
	開示	一部開示	非開示	存否応答拒否	不存在	取下げ			
知事	35	60	1	0	9	1	106	12.35%	53
総務部	10	3	1	0	0	0	14	1.63%	△1
総合政策部	3	1	0	0	2	0	6	0.70%	5
環境生活部	2	7	0	0	0	0	9	1.05%	4
保健福祉部	10	40	0	0	5	1	56	6.52%	30
経済部	0	8	0	0	0	0	8	0.93%	4
農政部	1	0	0	0	0	0	1	0.12%	1
水産林務部	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
建設部	9	1	0	0	2	0	12	1.40%	10
出納局	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
教育委員会	186	9	0	0	1	1	197	22.96%	△99
公安委員会	0	1	0	0	0	0	1	0.12%	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
人事委員会	83	0	0	0	0	1	84	9.79%	△64
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
連合海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
病院事業管理者	15	8	0	0	3	0	26	3.03%	△2
警察本部長	6	293	5	0	3	0	307	35.78%	40
北海道公立大学法人札幌医科大学	96	29	0	0	12	0	137	15.97%	△64
地方独立行政法人北海道立総合研究機構	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
合計	421	400	6	0	28	3	858	100.00%	△136

(注) 知事の所管部(局)別内訳には、総合振興局等出先機関に係るものを含まず。

**(2) 口頭による開示請求の状況**

口頭による個人情報の開示請求の件数は8,127件で、請求の主な内訳は、公立高等学校入学者選抜学力検査の結果（教育委員会）が7,006件、北海道警察官採用試験の結果（警察本部長）が262件、北海道行政職員採用試験（A区分）の結果（人事委員会）が219件、公立学校教員採用候補者選考検査（教育委員会）が144件、調理師試験（知事（保健福祉部））が114件となっています。

実施機関別の内容等は、表3のとおりです。

なお、口頭による開示請求ができる個人情報、資料2-3に掲載しています。

**表3 口頭による開示請求の状況**

（単位：件）

実施機関	開示の対象となる試験等	件数
知事		198
環境生活部	狩猟免許試験	1
保健福祉部	調理師試験	114
	クリーニング師試験	10
	製菓衛生師試験	4
	登録販売者試験	17
	毒物劇物取扱者試験	7
	道立高等看護学院入学試験	30
	経済部	職業訓練指導員試験
	技能検定	14
教育委員会		7,160
教育庁教職員局	教員採用候補者選考検査	144
	道立学校実習助手・寄宿舎指導員採用候補者選考検査	10
各高等学校	公立高等学校入学者選抜学力検査	7,006
人事委員会		449
事務局任用課	北海道行政職員採用試験（A区分）	219
	北海道行政職員採用試験（B区分）	75
	北海道行政職員採用試験（C区分）	110
	北海道行政職員採用試験（障がい者）	29
	北海道公立小中学校事務職員採用試験（A区分）	6
	北海道公立小中学校事務職員採用試験（B区分）	4
	北海道公立小中学校事務職員採用試験（C区分）	6
警察本部長		262
警務部警務課	北海道警察官採用試験	262
北海道公立大学法人札幌医科大学		42
事務局総務課	大学入学共通テスト、札幌医科大学入学者選抜試験	20
	専攻科入学者選抜試験	22
地方独立行政法人北海道立総合研究機構	研究職員採用試験	16
合計		8,127

**2 個人情報の訂正請求の状況**

個人情報に対する訂正請求はありませんでした。

**3 個人情報の利用停止請求の状況**

個人情報に対する利用停止請求はありませんでした。

**4 苦情の申出の状況**

各実施機関及び事業者が保有する個人情報の取扱いに関する苦情の申出はありませんでした。

## 5 審査請求の状況

令和3年度中にされた審査請求は、3人から6件あり、北海道情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に全て諮問を行い、このうち、審査会から答申を受けたものが1件、審議中のものが5件である。

また、答申を受けた1件についての実施機関の裁決は、棄却である。

令和2年度末において審査会から答申を受けていない令和2年度以前にされた審査請求は、5件あり、このうち、1件については、令和3年度中に審査会から答申を受けており、答申を受けた審査請求についての実施機関の裁決は、棄却である。

なお、令和2年度末において未裁決であった令和2年度以前に審査会から答申を受けた審査請求3件については、実施機関の裁決は、全て棄却である。

これらの状況は、表4のとおりである。

**表4 審査請求の状況**（令和4年3月31日現在）

対象個人情報	実施機関 (処分)	審査請求 年月日	諮問 年月日	答申年月日 と内容	裁決年月日 と内容
審査請求人に係る交通違反指導に関する文書	警察本部長 (不存在)	H27. 8. 17	H27. 10. 9	(未審議)	
審査請求人に係る警察署内のトラブルに関する文書	警察本部長 (不存在)	H27. 9. 13	H27. 10. 9	(未審議)	
審査請求人に係る文書整理簿	警察本部長 (一部開示)	R1. 12. 12	R2. 2. 20	R3. 2. 22 (答申第329号) 原処分は妥当である	R3. 5. 19 棄却
審査請求人に係る公委 員会公印使用簿	警察本部長 (一部開示)	R2. 2. 3	R2. 4. 2	R3. 2. 22 (答申第330号) 原処分は妥当である	R3. 5. 19 棄却
審査請求人に係る苦情 受理カード	警察本部長 (開示)	R2. 4. 17	R2. 10. 1	(中断)	
審査請求人に係る要望 ・意見受理カード	警察本部長 (一部開示)	R2. 4. 17	R2. 10. 1	(中断)	
審査請求人に係る告 訴事件等相談票等	警察本部長 (一部開示)	R2. 9. 28	R2. 11. 26	R3. 2. 22 (答申第328号) 原処分は妥当である	R3. 5. 19 棄却
審査請求人に係る告訴 事件等不受理票	警察本部長 (一部訂正)	R2. 11. 5	R3. 1. 21	R3. 5. 24 (答申第335号) 原処分は妥当である	R3. 8. 18 棄却
審査請求人に係る行方 不明者届出書等	警察本部長 (一部開示)	R3. 7. 1	R3. 9. 9	R3. 12. 22 (答申第346号) 原処分は妥当である	R4. 3. 23 棄却
審査請求人に係る拾得 物件控書等	警察本部長 (一部開示)	R3. 9. 21	R3. 12. 2	(審議中)	
審査請求人に対する電 話対応記録	警察本部長 (不存在)	R3. 11. 6	R4. 1. 20	(審議中)	
審査請求人の申出に対 する対応記録等	警察本部長 (不存在)	R3. 11. 6	R4. 1. 20	(審議中)	
審査請求人に係る捜査 報告書	警察本部長 (非開示)	R3. 11. 26	R4. 2. 3	(審議中)	
審査請求人に係る現場 実習評価表等	警察本部長 (一部開示)	R3. 9. 25	R4. 3. 2	(審議中)	

## **6 北海道情報公開・個人情報保護審査会の構成及び開催状況**

審査会の構成及び開催状況については、「令和3年度における情報公開制度の実施状況」の「8 北海道情報公開・個人情報保護審査会の構成及び開催状況」及び資料1-3を参照してください。

なお、審査会の答申は、資料2-2のとおりです。

## **7 出資法人の個人情報保護**

北海道個人情報保護条例第53条の規定により、道が出資する法人のうち実施機関が定める法人は、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

なお、道が出資する法人のうち実施機関が定める法人は、資料2-4のとおりです。

## **8 指定管理者の個人情報保護**

公の施設の管理に係る業務を行う指定管理者は、当該業務に関して実施機関に準じた権限を持つことから、北海道個人情報保護条例第53条の2及び第53条の3の規定により、実施機関と同様に、個人情報の収集の制限等の義務が課されています。